

福井坂井地区広域市町村圏事務組合出納事務決裁規程

昭和 51 年 6 月 30 日

訓 令 甲 第 1 号

改正	昭和 60 年 5 月 30 日	訓令甲第 2 号	平成 19 年 4 月 1 日	訓令甲第 3 号
	平成 5 年 4 月 1 日	訓令甲第 2 号	平成 31 年 3 月 26 日	訓令甲第 2 号
	平成 8 年 4 月 1 日	訓令甲第 2 号	令和 2 年 3 月 23 日	訓令甲第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務の決裁に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 決裁

会計管理者がその権限に属する事務の処理について、最終的にその意思決定を行うことをいう。

(2) 決裁権者

会計管理者及び専決権限を有する者をいう。

(3) 専決

会計管理者の権限に属する事務を常時会計管理者に代わって決裁することをいう。

(4) 代決

決裁権者が不在のとき、決裁権者に代わって決裁することという。

(5) 不在

決裁権者が旅行、疾病その他の事由により決裁できない状態にあることをいう。

(責任)

第 3 条 専決する者は、この規程の定めるところによりの確な判断と責任をもって決裁しなければならない。

(専決)

第 4 条 出納員は、別表に定めるところにより専決することができる。

(重要事項の専決)

第 5 条 この規程に定める事項であっても、次の各号の一に該当するときは、会計管理者の決裁を受けるものとする。

(1) 事案が重要であると認めるとき。

(2) 取扱上異例に属し、先例となると認めるとき。

(3) 紛議があるとき又は処理の結果紛議を生ずるおそれがあると認めるとき。

(4) その他会計管理者において事案を了知しておく必要があると認めるとき。

(代決)

第 6 条 会計管理者が不在のときは、出納員がその事務を代決する。

2 出納員が不在のときは、総務課課長補佐(副課長が置かれている場合は副課長。)の職にあるも

のを臨時の出納員に充て、その事務を代決する。

(代決後の処置)

第7条 この規程に定める代決者は、代決した事務の関係書類を上司の登庁後直ちに閲覧に供するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年5月30日訓令甲第2号)

この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則(平成5年4月1日訓令甲第2号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日訓令甲第2号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令甲第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日訓令甲第2号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日訓令甲第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 事務の執行

項 目	決 裁 区 分	
	会計管理者	出納員専決事項
1 資金計画に関すること。		
2 例月出納検査に関すること。		
3 歳計現金の調定通知書の事務処理に関すること。		
4 基金の収入命令及び支出命令に関すること。		
5 歳入歳出外現金に関すること。		
6 過誤納金還付に係る支出負担行為、支出命令の審査及び支出の決定に関すること。		
7 収入及び支出の振替及び更正並びに予算流用等に係る通知書の処理に関すること。		
8 資金前途、概算払及び前払金の支出事務及び精算に関すること。		
9 国及び県支出金に関すること。		
10 有価証券に関すること。		
11 保証金等の保管に関すること。		
12 寄附採納に関すること。		
13 その他1件100万円以上の収入金に関すること。		
14 釣銭準備金の決定及び出納保管に関すること。		
15 公印の保管に関すること。		
16 出納印に関すること。		
17 領収印の交付に関すること。		
18 郵便振替口座の受払、口座振替及び隔地払に関すること。		
19 指定金融機関に関すること。		
20 その他輕易な事件を処理すること。		

2 支出命令の審査

項 目		専決をすることができる金額
		出 納 員
1	報酬	全 額
2	給料	全 額
3	職員手当等	全 額
4	共済費	全 額
5	災害補償費	全 額
6	恩給及び退職年金	全 額
7	報償費	500万円未満
8	旅費	500万円未満
9	交際費	全 額
10	需用費	500万円未満
	消耗品費	500万円未満
	燃料費	全 額
	食糧費	500万円未満
	印刷製本費	500万円未満
	光熱水費	全 額
11	修繕料	500万円未満
	役務費	500万円未満
	通信運搬費	全 額
	保管料	全 額
	広告料	500万円未満
	手数料	500万円未満
	筆耕翻訳料	500万円未満
	火災保険料	全 額
自動車保険料	全 額	
12	その他の保険料	全 額
	委託料	500万円未満
	建設事業委託料	500万円未満
13	保守点検及び施設管理委託料	500万円未満
	その他の委託料	500万円未満
14	使用料及び賃借料	500万円未満
15	工事請負費	1000万円未満
16	原材料費	500万円未満
17	公有財産購入費	500万円未満
18	備品購入費	500万円未満
19	負担金、補助及び交付金	500万円未満
	一部事務組合負担金	全 額
	建設事業負担金	500万円未満
	建設事業補助金	500万円未満
20	その他	500万円未満
	扶助費	全 額
21	貸付金	500万円未満
22	補償、補填及び賠償金	500万円未満
	建設事業補償補填	500万円未満
23	その他	500万円未満
	償還金、利子及び割引料	全 額
24	投資及び出資金	会計管理者に限る
25	積立金	会計管理者に限る
26	寄附金	会計管理者に限る
27	公課費	全 額
28	繰出金	全 額